

質問書回答

2020年 1月23日

「全世界アマゾン盆地及び南部アフリカ地域における森林火災に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(案件番号: 公示日:2020年1月8日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書2ページ 「第1章3.(4)契約履行期間(予定)」 企画競争説明書21ページ 「第3章2.業務実施上の条件(1)業務工程」	最終報告書の提出期限の確認について: 2ページ「3.(4)契約履行期間(予定)」には2020年10月 が工期終了予定時期として記されております。他方、21ペ ージ「2.業務実施上の条件(1)業務工程」には2020年8 月下旬に最終報告書を提出することと記されています。 契約履行期間を考慮し、最終報告書の提出を10月下旬と することは可能でしょうか?	最終報告書提出を10月下旬とすることは可能で すので、その理由も含めてプロポーザルで提案 願います。
2	企画競争説明書21ページ 「第3章2.業務実施上の条件(2)業務量 目途と業務従事者構成案」	評価対象者の想定MMについて: 見積価格の算出のため、評価対象となる業務従事者の想 定M/Mをご教示願えないでしょうか。	QCBS方式ですので、本業務を遂行するた めに最も効果・効率的なM/Mの貼り付けにつ いて検討頂き、プロポーザルにて提案願 います。
以上、1/15 回答済			
3	企画競争説明書25頁、「プ ロポーザル評価配点表」	「プロポーザル評価配点表」では、業務管理グループを組ん だ場合の(1)②副業務主任者の経験・能力:に分野名があ りませんが、「副業務主任者/森林・土地利用政策」と理解 してよろしいでしょうか	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2019年4月)」の別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」の3. 「業務管理グループにかかるプロポーザルの評 価方法」の「(3)副業務主任者が担当する専門 分野の特例」にて記載の通り、業務主任者と副 業務主任者の担当分野は同じである必要はあり

通番	当該頁項目	質問	回答
			<p>ません。最も効果・効率的と考える副業務主任者の担当分野について、プロポーザルにて提案願います。</p>
4	<p>P:12 第2章特記仕様書案 3. 対象国及び(地域)の、 上から2～3行目。</p>	<p>「このうち、ブラジル国(パラ州)、～については現地渡航し」とあります。 「マツグ ロッソ州」の間違いでしょうか、それともマツグロッソ州に追加してパラ州も 現地渡航に含める想定でしょうか。</p>	<p>該当箇所は、パラ州への現地調査は想定しておりませんので、ブラジル国(マツグロッソ州)に訂正します。</p>
5	-	<p>旅費(航空賃)について、価格を抑え、かつ効率的な業務実施という観点から、貴機構との契約の他案件からの連続渡航を想定し、見積りに計上しても宜しいでしょうか」</p>	<p>他案件からの連続渡航を想定してお見積りいただいても構いません。 ただし、そのようなご提案でお見積りされた場合は、業務実施中に何らかの理由で別経路を利用されることになった場合にも、ご提示の額をお支払いすることとなります。つまり、別経路利用のための超過分の金額につきましては、貴社負担としていただくことになること、予めご承知おきいただけると幸いです。</p>
<p>以上、1/16 回答済</p>			
6	<p>15 頁 (2)南部アフリカの調査</p>	<p>調査対象地であるザンビア南部(Sesheke)からボツワナ北部(Kasane)まで移動する際にナミビア北東部を通過することが提案されているが、国境付近の治安等についても詳しい情報があるのであれば、事前に教えていただきたい。</p>	<p>ナミビアの政治・治安情勢は落ち着いており、外務省の海外安全ホームページ「ナミビア共和国」にて提示されているような注意は要するものの、JICA 安全対策措置としては全域の業務渡航について「注意喚起」としており、渡航制限は設けておりません。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
7	15 頁 (2)南部アフリカの調査	<p>ボツワナの首都ハボロネに本部を置く Southern African Development Community (SADC) は、南部アフリカ 15 カ国を対象に森林分野で主に 3 つの活動を支援してきており、その一つが森林火災対策である。ザンビアとボツワナの現地調査では、推奨された移動ルートによると、首都ハボロネへは KAZA-TFCA での調査を終えてから訪問するようになっているが、SADC での情報収集や関係者への聞き取り調査を先ず行い、その後現場（ザンビアやボツワナ等）を訪問する方がより効率的になると考える。</p> <p>そこで、まず、ボツワナ、ハボロネへ行き、そこでの聞き取り調査後、ザンビアルサカへ空路移動、ザンビア⇒ボツワナ現地調査を行うことは可能でしょうか？</p>	<p>必要な聞き取り機関・現場訪問を網羅するための効率的と考えられるルートを提示させていただきましたが、これに拘るものではありません。最も効果・効率的と考える調査行程を、プロポーザルにて提案願います。</p>
以上、1/20 回答済			
8	法人としての経験の評価 類似業務の経験の評価の方法について(25 ページ)	<p>法人としての類似業務の経験は、全体として 30 件のリスト、そしてとくに類似するもの 5 件の詳細を提出することになっている。ガイドラインによると、詳細を示された 5 件を最重視、さらに目安としてそのうち特に類似しているもの 3 件で 75% の評価をずるとしている。残り 25% は、詳細を提出した残り 2 件での評価および 30 件の評価と考えられるが、その割合は目安としてどの程度になるのか。</p>	<p>特に類似している経験 3 件と案件で求められる業務の整合性が認められれば、最大で 75% (75 点) の点数が付けられます。詳細につきましては、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2019 年 4 月) 本文及び別添資料 (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf) の P12 をご参照ください。</p>
9	法人としての経験の評価 類似業務の経験の評価の方法について(25 ページ)	<p>法人の類似業務について、ガイドラインでは、元請けまたは共同企業体構成員であることを原則としつつ、下請け補強は元請けまたは共同体構成員に準じて評価するとしてい</p>	<p>「下請け (補強を含む。)」も「元請けまたは共同企業体構成員」と同様の評価を行います。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>る。つまり、下請け補強は元請けおよび共同体構成員であっても、下請けまたは共同体構成員と同等として評価されると理解してよいのか。</p>	
10	<p>法人としての経験の評価 類似業務の経験の評価の方法について(25 ページ)</p>	<p>共同企業体を組んだ場合、1社5件ずつ類似業務の詳細を提出することになり、3社なら15件の類似業務が提出される。類似業務の評価において、全体(3社なら最大15件)から5件を選択して、評価するのか、それとも15件とも含めて評価するのか。また、その場合、ガイドラインにある「5件を最重視、3件で75%という」評価基準はどのように適用するのか。共同企業体全体として5件に絞る必要はないのか。また、共同企業体代表の経験を重視するとなっているが、構成員の類似経験はどのように扱われるのか。</p>	<p>各社ごとに点数が付けられます。各社ごとの評価の基準としては、通番8での回答の通りです。そのため、共同企業体全体として5件に絞る必要はございません。構成員の類似経験も評価の対象となりますが、共同企業体代表の経験をより重視して評価いたします。</p>
11	<p>17 頁 1. 各国における現地調査 2. 1-1 アマゾン盆地の現地調査予定地</p>	<p>ペルーではウカヤリ州クイアバにおいて、地方行政機関等からヒアリングを行うと書かれてある。ウカヤリ州の州都はプカルパで行政機関の支所もここにある場合が多い。クイアバを検索したが見つからないこともあり、確認してもらいたい。クリアナのことでしょうか？</p>	<p>ご指摘の通り、ウカヤリ州の州都はプカルパであるため、プカルパで地方行政機関等へのヒアリングをお願いします。</p>
12	<p>1-2 ペルーでの現地コミュニティからのヒアリングについて</p>	<p>指示書では特に場所を指定していないが、現地コミュニティでのヒアリングは不可欠なのかどうか、確認したい。ウカヤリ州は地方への移動は西部の場合、陸路が可能であるが、それ以外は河川をカヌー等で移動することになる。ロジの面で、レンタカーを借りるのか、カヌーを借りるのかその両方になるのか、事前に分かるようであれば助かる。</p>	<p>現地コミュニティからのヒアリングはプカルパで地方行政機関等と相談の上、可能な範囲で行って頂く想定です。対象コミュニティへは原則、レンタカーでの訪問を想定しています。</p>

以上